

子育てに困っても… 一人で悩まなくていいんです

11月は児童虐待防止推進月間

子どもの愛顔を守るために 私たちにできることがあります

子育ての悩みは市町窓口や 児童相談所が受け止める

身体的・心理的虐待、ネグレクト（養育の拒否・怠慢など、後を絶たない子どもたちへの痛ましい虐待事件。要因の一つに「しつけのため」という考えがあります。しかし「しつけ」と「体罰」はまったく異なるもの。しつけは子どもをサポートして社会性を育む行為ですが、体罰は子どもの身体に何らかの苦痛を引き起こし、不快感を意図的にもたらす行為。子どもの権利侵害にあたるとして法律で禁止されています。では

なぜ、子どもに体罰等をしてしまう大人がいるのでしょうか。言うことを聞いてくれない、接し方が分からない…大人も不安な心があり、大変さを一人で抱え込んでしまっていることが考えられます。だからといって、子どもに体罰等を与えることは許されません。

子育てで困ったことがあっても、一人で悩まないで。児童相談所や市町の子育て支援窓口がサポートします。

**地域で育児を支える社会に
児童虐待はみんな防ごう**

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。「近所のあの子、最近おかしい」と思ったら、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」へすぐお電話を。あなたの電話で守れる子どもの命があります。



オレンジリボン
シンボルマーク



厚生労働省
HPも
参考に！



オレンジリボンには、
子どもに対する虐待を
防止するというメッセージが
込められているんですよ。

“子どもとしての時間”を奪われた 「ヤングケアラー」を知ってください

周囲が気づいて声をかけ、孤立させない社会を目指す

「ヤングケアラー」についてご存知ですか？ 本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18才未満の子どもです。家族の手伝いや手助けをするのは、ごく普通のことと思うかもしれませんが、しかしヤングケアラーは勉強に励んだり、友人と語り合ったりするなどの「子どもとしての時間」と引き換えに、家事や家族の世話をしていることがあります。

まずは周囲の大人が気づき、手を差し伸べる必要があります。お気づきの点がありましたら、ヤングケアラーに関する相談窓口へご相談ください。



相談窓口は
愛媛県HP
に掲載！



ヤングケアラーとは…
例えばこんな子どもたち

- 家族に代わり、幼いまたは障がいや病気のあるきょうだいの世話をしている
- 家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている
- 障がいや病気のある家族に代わり、家事をしている
- アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している
- 障がいや病気のある家族の身のまわりの世話や看病をしている…etc.

国内で児童虐待による死亡事例は 年間70件※1を超えている

※1…子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第18次報告)

単純計算すると…
5日間に1人の子どもの命を落としていることになる!

愛媛県※2の児童虐待相談対応件数の推移

※2…児童相談所と市町窓口の累計



気軽に相談して!

出産や子育てに関する悩みやご質問がある人は 児童相談所、または市町へ小さなことでも相談を!

児童相談所 相談専用ダイヤル ☎0120-189-783 (いちはやく、おなやみを)
※通話料無料、一部のIP電話からはつながりません。
※お近くの児童相談所につながります。

- 福祉総合支援センター ☎089-922-5040
- 東予子ども・女性支援センター ☎0897-43-3000
- 南予子ども・女性支援センター ☎0895-22-1245

体罰等によらない子育てのために

子育て中の方へ 温かな関係を築くための工夫のポイント

- 1 子どもの気持ちや考えに耳を傾ける
- 2 「言うことを聞かない」にもいろいろある
- 3 子どもの成長・発達によっても異なることがある
- 4 子どもの状況に応じて、身のまわりの環境を整える
- 5 注意の方向を変えるなど、ヤル気に働きかけてみる
- 6 肯定文で分かりやすく、ときには一緒に、お手本に
- 7 良いこと、できていることを具体的に褒める
- 8 保護者自身の工夫ポイント

①子育てにストレスはつきもの。否定的な感情が生じたときは、まずはその気持ちを認めることが大切。
②周囲の力を借りて解決することも。勇気をもってSOSを出すことで、気づけなかった支援やサービスに出会えたりします。

近所にお住まいの方へ 子どもや保護者のこんなサイン、気づいたことはありませんか?

- 子どものサイン**
 - いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がある
 - 不自然な傷や打撲のあとがある
 - 衣類やからだがいまま汚れている
 - 表情が乏しい、活気がない
 - 夜遅くまで一人で遊んでいる
- 保護者のサイン**
 - 地域などと交流が少なく孤立している
 - 小さい子どもを家においたまま外出している
 - 子どもの養育に関して拒否的、無関心である

私、虐待しているかも… 誰にも相談できない… 近所のあの子、虐待かも?

そんなときは、すぐに電話を!
あなたの勇気ある電話が子どもを、親子を守ります。

いち はや く **189**

児童相談所虐待対応ダイヤル (通話料無料)

- お住まいの地域の児童相談所にかかります。
- 連絡は匿名で行うことも可能です。
- 連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。
※一部のIP電話からはつながりません。

TOPICS-1

えひめの子育てを応援! 子育て応援サイト「きらきらナビ」

県が提供する愛媛の子育て応援アプリ。婚活から妊活、妊娠、子育てまでライフステージに応じた最新情報や施設情報などを発信。アプリ版もあり、ダウンロード無料。

詳細はコチラ!

愛顔わくわくフェスタ in 吉田

平成30年7月豪雨の被災地において、職業体験や遊具体験など、子どもたちが日頃から抱えている夢を実現するイベントを開催。

① 11/12(土)・13(日) 13:00~16:00 (13日は10:00~) (予定) ② 被災地の園児、児童、生徒およびその家族等 ③ 参加無料 ④ 吉田伊達広場、吉田公民館(宇和島市吉田町)

TOPICS-2

保育士資格をお持ちの方へ、もう一度保育の現場に生かしませんか?

県保育士、保育所支援センター

保育士資格を持ちながら保育所などに勤務していない「潜在保育士」の方で、「もう一度、保育の現場に戻りたい」「子どもたちの笑顔を見たい」と思った方、ぜひご相談ください。

☎ 県保育士・保育所支援センター(松山市持田町3-8-15 県総合社会福祉会館2F) ☎ 089-921-5344

こんなサポートを行っています

- 保育所などへの再就職に関する相談
- 保育士の勤務内容に関する相談
- 保育所などの募集・採用に関する情報提供 など



詳細はコチラ!